## 所沢市指定給水装置工事事業者の 申請手続に係るご案内

新規指定の申請と各種届出について

所沢市上下水道局 窓口サービス課 令和5年4月3日更新

#### ●申請・届出を受け付ける場所とお問い合わせ先

所沢市上下水道局

(担当) 窓口サービス課(庁舎1階)

(住所) 埼玉県所沢市宮本町2丁目21番4号

TEL 04-2921-1086

開庁時間 8:30~17:15 (12:00~13:00、土日祝日、 年末年始を除く)

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、FAX、Eメール等での受付はしていません。また、郵送での申請をご希望の場合はお問い合わせください。

- (注) 本文での文言の定義は以下のとおりとします。
  - 1 「法」とは水道法をいう。
  - 2 「施行規則」とは水道法施行規則をいう。
  - 3 「事業者規程」とは所沢市指定給水装置工事事業者規程をいう。
  - 4 「指定工事事業者」とは所沢市指定給水装置工事事業者をいう。
  - 5 「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。

#### 1 新規に指定を申請するみなさまへ

#### 1. 1 指定給水装置工事事業者とは? (法第16条の2)

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事 を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができると定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、 この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定の基準(法第25条の3)に適合している場合は必ず指定を受けることができます。 ※なお、指定は5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。(法第25条の3の2)

#### 1. 2 新規の申請について

#### (1) 指定の申請(受付期間と事務処理にかかる期間)

受付期間 ⇒ 随時受付けております。

受 付 場 所 ⇒ 所沢市上下水道局窓口サービス課(1階)

受付時間 ⇒ 8:30 ~ 17:15 (12:00~13:00、土日祝日、

年末年始を除く)

指 定 ⇒ 一定の審査期間終了後(通常2週間程度)

指 定 証 ⇒ 指定後に、交付します。

#### (2) 申請する事項(法第25条の2)

- ① 氏名又は名称及び住所(本店所在地)。法人にあっては、その代表者の氏名。
- ② 当該給水区域内(所沢市内)での給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地。(本店のみの場合は本店)
- ③ それぞれの事業所(支店)で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号。
- ④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数。(施行規則第20条)
- ⑤ 事業の範囲(登記事項証明書に記載されている事業の範囲をすべて記入します。)

#### (3) 指定の基準(法第25条の3)

- ① 事業所(支店)ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 厚生労働省令で定める(施行規則第20条)機械器具を有する者であること。

#### 施行規則第20条で規定する機械器具

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
  - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者。
  - ウ 法第25条の11の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由 がある者。
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

#### (4) 指定を受けるための手続き(法第25条の2、施行規則第18条から22条)

【申請に必要なもの】

#### ●申請書

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(施行規則様式第1)
- ② 機械器具調書(施行規則別表)
- ③ 誓約書(施行規則様式第2)
- ④ 所沢市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書
- ⑤ \* 給水装置工事主任技術者選任解任届出書(施行規則様式第3)

#### ●添付書類 各1部

① (法人) 定款の写し(原本写しであることの証明付・直近のもの)

- ② (法人) 登記事項証明書 (原本・発行日から3か月以内のもの)
- ③ (個人) 住民票の写し (原本・発行日から3か月以内のもの)
  - ※個人にあっては、住民基本台帳法の一部改正により、令和4年8月20日以降は住民票の 写しの添付が不要になりました。
- ④日本水道協会埼玉県支部主催の指定給水装置工事事業者研修会を受講された場合は、受講証 の写し
- ⑤\*選任する主任技術者の免状の写し(携帯用も可、免状番号の確認用)

「\*」印のものは、指定を受けた日から2週間以内に届出をすること。

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに申請してください。

申請書類は所沢市ホームページからダウンロードするか、所沢市上下水道局窓口サービス課の 担当窓口にて配布しています。

#### (5) 指定までのながれ

申請書の提出 ⇒ 水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。

手 数 料 の 納 付 ⇒ 指定給水装置工事事業者手数料を納付します。

1件につき 10,000円

審 査 ⇒ 指定の要件を満たしているか、書類に不備がないかを審査します。

指 定 ⇒ 指定要件を満たしていれば、指定されます。

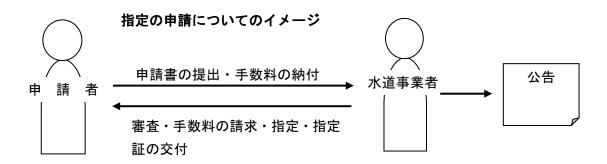
指 定 証 の 交 付 ⇒ 指定証を受けとります。

公 告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。

(法第25条の3)

主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から2週間以内に選任の届出をします。

(施行規則第21条第1項)



#### (6)申請書の記入に係る諸注意

#### 《申請書》

- ① 日付は申請書を提出する日を記入してください。
- ② 「申請者」の記入についての注意事項

#### 【法人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。
- イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記 入します。

#### 【個人の場合】

- ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名 を記入します。
- イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。
- ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。
- ③ 「役員」の記入についての注意事項

#### 【法人のみ】

- ア 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員(会社法第329条)代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。
- イ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。
- ④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明 書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

- ⑤ 「事業所」の記入についての注意事項
  - ア 当該給水区域(所沢市内)で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内 (所沢市内) にある必要はありません。
  - イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、所沢市上下水道局ホームページへの掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」を必ず記入してください。
  - ウ 登記事項証明書に支店登録の無い事業所の申請(本店以外)またはその事業所の変更 等に係ることは、窓口サービス課担当者と十分な協議を行い、指示を受けてください。
- ⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項 事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付 番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、窓口サービス課担当者と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に窓口サービス課担当者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

#### 《機械器具調書》

- ① 「年月日現在」は、申請日を記入します。
- ② 給水装置工事に必要な「管の切断用」、「管の加工用」、「接合用」、「水圧テストポンプ」の 4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外の ものを記入することは避けてください。

#### 《誓約書》

- ① 誓約する日付も申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入します。

※「誓約書」は、法人にあっては役員全員が第25条の3に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が役員全員を代表して誓約します。

#### 2 主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出

### 2. 1 主任技術者の選任又は解任の届出について(法第25条の4、施行規則第21 条・第22条)

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任は、指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。(法25条の4)

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

#### (1) 主任技術者の選任又は解任の手続き(施行規則第22条)

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任解任届出書(施行規則様式第3)

●添付書類

選任時のみ、主任技術者免状の写し(交付番号等確認のため)

#### (2) 届出を要する事項および届出の期限(施行規則第21条第1項及び第2項)

- ① 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から2週間以内
- ② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該理由が発生した日から2週間以内
- ③ 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- ④ 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

#### (3) その他留意事項

- ① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水 装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- ② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

その際、窓口サービス課担当者と十分協議のうえ、選任してください。

また、選任する主任技術者が他の指定工事店と兼務になる場合も、窓口サービス課担当者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

#### 2. 2 指定事項の変更の届出について(法第25条の7、施行規則第34条)

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令

で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定めています。

#### (1) 指定事項の変更の届出(施行規則第34条)

【届出に必要なもの】

#### ●届出書

給水装置工事事業者指定事項変更届出書(施行規則様式第10)

#### ●添付書類

- ① 氏名又は名称の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款及び 登記事項証明書
  - ※個人にあっては、住民基本台帳法の一部改正により、令和4年8月20日以降は住民票の 写しの添付が不要になりました。
- ② 法人にあっては、代表者の氏名および役員の氏名の変更の場合には、登記事項証明書、および誓約書(施行規則様式第2)。
- ③ 所沢市指定給水装置工事事業者証の記載事項(住所又は所在地、氏名又は名称、代表者氏名)に変更が生じたときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書(事業者規程様式第2号)、及び既に交付を受けている所沢市指定給水装置工事事業者証
  - ※所沢市指定給水装置工事事業者証の再交付には、再交付手数料として<u>1,200円</u>がかかります。

#### (2) 届出を要する事項および届出期限

	届 出 項 目	個人	法人	届 出 期 限		
ア	7 氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む) ● ●					
1	住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	•	•			
ウ	事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	•	•	当該変更の		
ェ	代表者氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)		•	あった日から <b>30日以内</b>		
オ	役員の氏名		•	<u>0000M</u>		
カ	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	•	•			

#### (3) 届出の記入に係る諸注意

- ① 日付は届出を提出する日を記入してください。
- ② 「変更に係る事項」は、表のア~カとなります。
- ③ 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- ④ 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- ⑤ 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- ⑥ 届け出ている役員が退任のみである場合、誓約書の提出は必要ありません。

### 3 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

廃止・休止・再開における届出について(法第25条の7、施行規則第35条)

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

#### (1)廃止、休止、再開の届出手続き(施行規則第35条)

【届出に必要なもの】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(施行規則様式第11) \*廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証を添付します。

#### (2)廃止、休止、再開の届出事項および届出期限

- ① 廃止の届出(事業を廃止したとき) ⇒ 事業を廃止した日から**30日以内に届出します。** (指定工事事業者証を返納してください。)
- ② 休止の届出(事業を休止したとき) ⇒ 事業を休止した日から30日以内に届出します。 (指定工事事業者証を返納してください。)
- ③ 再開の届出(事業を再開したとき) ⇒ 事業を再開した日から10日以内に届出します。 (預けた指定工事事業者証を返してもらってください。)

#### (3) 届出に際しての諸注意

- ① 廃止の届出をした場合、再び所沢市内で給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。
- ② 法人、個人を問わず指定の継承(個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など)はできませんので、「廃止の届出」を提出し、新規に指定を受けなおしてください。

# ~申請書と各届出の記入例~

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 氏名又は名称 さいたま水道株式会社

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎 (個人の場合は「水道太郎」のみ)

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員	業務を執行	する社員、]	取締役又はこれらに準ずる者)の氏名
フリ	ガナ		フリガナ
氏	名		氏
(法人の場合)			
代表取締役 水道	太郎		※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役、監
取締役 水道	<sup>ウ</sup> 花子		査役等の全員の役職と氏名を記入してください。 ※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。
監査役 水道	ゥ ィチロゥ <b>一郎</b>		
	≫鈴朮壮署	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と行うものであることを確認するため下記のとおり記入し
	※稲小装画 てくださ		71] ブものであることを確認するため下記のとおり記入し
事業の範囲		-	もしくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業
	内容をす	でで記入する	らこと。
機械器具の名称、性能及び数別表のと			こおり

──→ さいたま水道株式会社 ※主たる業務を行う事業所の名称(支 店・営業所)を記入してください。支店・ 営業所がない場合は、本店となります。 ○○市○○町○丁目○○番○○号 TEL ∱ \_ FAX 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 主任技術者の氏名 ※郵便番号・電話番号・FAX番号は、可能 <u>な限り記入をお願いします。</u> スイドウ タロウ 水道 太郎 第〇〇〇〇〇号 ※免状のとおり記入のこと ※算用数字で記入のこと ※登記事項証明書に支店登録の無い事業所(本 店以外)を記入する場合は、窓口サービス課担 当者と十分な協議を行い、指示を受けてくださ い。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所	
の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事 主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

## 機械器具調書

※種別は、記入例のとおりとします。 (施行規則第20条) 給水装置工事に特有の機械器具のもの(4種類) 年 月 日 現在 種 別 称 型式、性能 備 考 名 数量 金切りのこ 管の切断用の 1 機械器具 パイプカッター 1 エンジンカッタ ※名称は、各種別に対して「最低1項目」の記入が必要です。 管の加工用の やすり 機械器具 パイプねじ切り パイプベンダ 接合用の機械器具ト パイプレンチ 1 イギリスレンチ 水圧テストポンプ ※数量は、必要最小限の員数です。

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水 圧テストポンプ」の別を記入すること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも 該当しない者であることを誓約します。



申請者

氏名又は名称 さいたま水道株式会社

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 所沢市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書 (新規・更新・変更)

令和2年 2月 3日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地 所沢市宮本町2丁目21番4号

氏名又は名称 ところざわ水道株式会社

(代表者氏名) 代表取締役 水道 太郎

所沢市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 (公社) 日本水道協会埼玉県支部が実施する指定給水装置工事事業者研修会の受講実績

受講済	受講年月日 (過去5年以内の直近の受講)	<b>令和2</b> 年 1月 2	2 日
未受講	(未受講の場合、その理由) ※非公表		

※受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

#### 2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日	□土曜
	☑その他 ( 正月3が日 )
営業時間	8時 ~ 19時
対応内容	☑漏水調査 ☑漏水修繕 ( ☑屋内給水装置の修繕 ☑宅地内埋設管の修膳)
	□マンション等の大規模修繕
	□その他( )
緊急連絡先	(事務管理上必要な情報となりますので、可能であればご記入ください) ※非公表
	090-XXXX-XXX(代表者携帯)

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

<裏面あり>

3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況(過去5年以内の直近の受講)

受講者名	受講年月日			
	□自社内研修			
水道 太郎	☑外部研修(主催:(公財)給水工事振興財団)	令和元年	8月	1 日
	☑自社内研修			
水道 次郎	□外部研修(主催: )	平成30年3月10日		
	□自社内研修			
	□外部研修(主催: )	年	月	目
	□自社内研修			
	□外部研修(主催: )	年	月	目

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する 者の状況

□「配水管からの分岐~水道メーターまで」の工事を施行しないため、記入しません。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合の経	資格や講習修了証等の有無		
	験の有無		保有している資格や修了証	
	☑経験有	$\overline{\checkmark}$	☑技能検定合格証書	
水道 太郎	( 年~ 年)	有	□職業訓練校の配管科の過程修了証書	
	□経験無		□その他	
		無	(	
	☑経験有		□技能検定合格証書	
水道 次郎	( 年~ 年)	有	□職業訓練校の配管科の過程修了証書	
	□経験無	$\overline{\checkmark}$	□その他	
		無	( )	
	☑経験有	$\overline{\checkmark}$	□技能検定合格証書	
水道 英喜	年~ 年)	有	□職業訓練校の配管科の過程修了証書	
	□経験無		□その他	
		無	( )	

<sup>※</sup>記入欄が不足する場合は、適宜この用紙をコピーし、記載したものを添付してください。

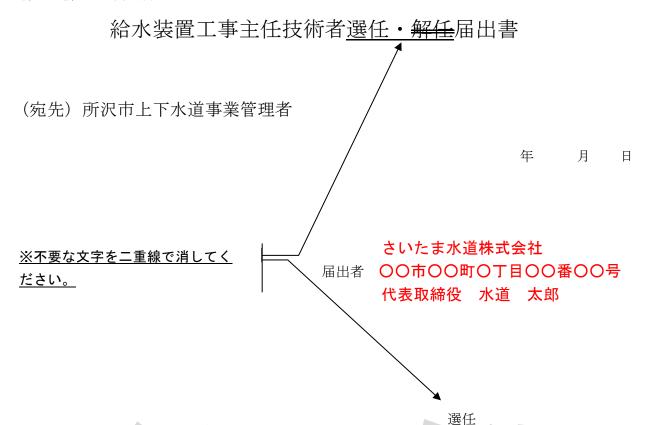
#### 5 公表に関する事項

以下の項目について、所沢市ホームページでの公表の可否を伺います。

研修会受講実	績(過去5年以内)	可 · 否
	休業日	<b>可</b> · 否
業務内容	営業時間	可 · 否
	対応内容	<b>可</b> · 否

<sup>※</sup>水道使用者へ有用な情報を提供するため、公表にご協力ください

<sup>※</sup>記入欄が不足する場合は、適宜この用紙をコピーし、記載したものを添付してください。



の届出をします。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

さいたま水道株式会社 届出者 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 代表取締役 水道 花子

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ氏名又は名称		<sup>ドゥ</sup> 道		
住 所	OO7	OO号		
フ リ ガ ナ 代 表 者 の 氏 名	代表			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日	
氏名又は名称	さいたま水道株式会社	株式会社 さいたま水道	※算用数字で記入こと	
<u>住</u> 所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 番〇〇号	△△市△△町△丁目△△ 番△△号	〇〇年〇月〇〇日	
事業所の名所	さいたま水道株式会社	株式会社 さいたま水道 関東支社	〇〇年〇月〇〇日	
事業所の住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 番〇〇号	△△市△△町△丁目△△ 番△△号	〇〇年〇月〇〇日	
代表者氏名 役員の氏名	代表取締役 水道 太郎 監査役 水道 一郎	代表取締役 水道 花子 監査役 水道 次郎	〇〇年〇月〇〇日 〇〇年〇月〇〇日	
	<u>※必要な箇所のみ記</u>			

#### 指定給水装置工事事業者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

氏名又は名称 さいたま水道株式会社

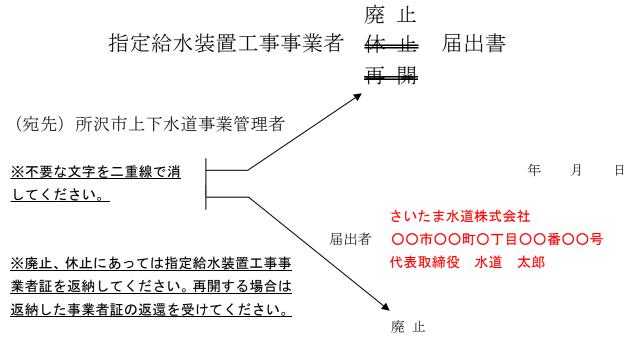
(代表者氏名) 代表取締役 水道花子

所沢市指定給水装置工事事業者規程第3条の規定に基づき、下記の理由により指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、手数料1,200円を添えて申請します。

記

当該事業者証の再交付	1 記載事項の変更					
を受けたい理由	(住所又は所在地、氏名又は名称、代表者氏名)					
(右欄の該当する箇所を	2 汚 損					
○で囲むこと。)	3 紛 失					
	変更後					
	株式会社 さいたま水道					
	△△市△△町△丁目△△番△△号					
記載事項の変更の場合、	代表取締役 水道 花子					
その内容	変更前					
	さいたま水道 株式会社					
	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号					
	代表取締役 水道 太郎					

(注) 再交付を受ける理由のうち記載事項の変更又は汚損の場合は、この申請と一緒に、 既に交付を受けている当該指定給水装置工事事業者証を提出すること。



水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の <del>休 止</del> の届出をします。 再 <del>閉</del>

フリガナ氏名又は名称	サイタマスイドウカブシキガイシャ さいたま水道株式会社
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
フリガナ代表者の氏名	スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎
( 廃止・ <del>休止</del> ・ <del>再開</del> ) の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
( 廃止・ <del>体止</del> ・ <del>再開</del> ) の理由	廃止、休止、再開の理由を記入します。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 所沢市上下水道局 窓口サービス課

〒359-1143 埼玉県所沢市宮本町2丁目21番4号

TEL 04-2921-1086 FAX 04-2921-1094

# ~申請書と各届出の様式~

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

名	设員	(業務を執行	する社員、	取締	役又はこ	れらに準	ずる者)	の氏名		
フ	リ	ガ	ナ			フ	IJ	ガ	ナ	
氏			名			氏			名	
		T								
to alle										
事業の範	掛									
			1							
WULDER OF SEASON OF SEASON			<del>-</del> 1	1-2-10						
機械器具の名称	下、 性	E能及び数	別表 	きのと	おり					

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工 事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工 事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

## 機械器具調書

年 月 日 現在

種	別	名	称	型式、性能	数	量		考	5)1177

<sup>(</sup>注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水 圧テストポンプ」の別を記入すること。

<sup>(</sup>備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道 法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも 該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

### 所沢市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書 (新規・更新・変更)

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)

所沢市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 (公社) 日本水道協会埼玉県支部が実施する指定給水装置工事事業者研修会の受講実績

受講済	受講年月日 (過去5年以内の直近の受講)	年	月	日
未受講	(未受講の場合、その理由) ※非公表			

※受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。

#### 2 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日	□土曜  □日曜  □祝日
	□その他( )
営業時間	時 ~ 時
対応内容	□漏水調査 □漏水修繕(□屋内給水装置の修繕 □宅地内埋設管の修膳)
	□マンション等の大規模修繕
	□その他( )
緊急連絡先	(事務管理上必要な情報となりますので、可能であればご記入ください) ※非公表

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

<裏面あり>

3 給	水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況	(過去5年以内の直近の受講)
-----	----------------------	----------------

受講者名	研修会名、実施団体	受講	年月日		
	□自社内研修				
	□外部研修(主催:	)	年	月	目
	□自社内研修				
	□外部研修(主催:	)	年	月	日
	□自社内研修				
	□外部研修(主催:	)	年	月	日
	□自社内研修				
	□外部研修(主催:	)	年	月	目

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐から水道メーターまで」の工事を施行しないため、記入しません。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合の経		資格や	講習修了証等の有無	
以形を有する有の以右		ドロノハ 目 Vノリ	女口り住		
	験の有無				保有している資格や修了証
	□経験有			口有	□技能検定合格証書
	(	年~	年)		□職業訓練校の配管科の過程修了証
	□経験無			□無	書
					□その他
					(
	□経験有			□有	□技能検定合格証書
	(	年~	年)		□職業訓練校の配管科の過程修了証
	□経験無			□無	書
					□その他
					(
	□経験有			□有	□技能検定合格証書
	(	年~	年)		□職業訓練校の配管科の過程修了証
	□経験無			□無	書
					□その他
					( )

<sup>※</sup>記入欄が不足する場合は、適宜この用紙をコピーし、記載したものを添付してください。

#### 5 公表に関する事項

以下の項目について、所沢市ホームページでの公表の可否を伺います。

研修会受講実績(過去5年以內)		可 ・ 否
	休業日	可 ・ 否
業務内容	営業時間	可 ・ 否
	対応内容	可 ・ 否

<sup>※</sup>水道使用者へ有用な情報を提供するため、公表にご協力ください。

<sup>※</sup>記入欄が不足する場合は、適宜この用紙をコピーし、記載したものを添付してください。

## 給水装置工事主任技術者選任·解任届出書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

辉仁

給水区域で給水装置工事の事業を行う事		
業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事	給水装置工事主任技術者免状の交	選任・解任の年月日
主任技術者の氏名	付番号	選任・解任の平月日

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ氏名又は名称			
住所			
フ リ ガ ナ 代 表 者 の 氏 名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

#### 指定給水装置工事事業者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)所沢市上下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地 氏名又は名称 (代表者氏名)

所沢市指定給水装置工事事業者規程第3条の規定に基づき、下記の理由により指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので、手数料1,200円を添えて申請します。

記

当該事業者証の再交付	1 記載事項の変更
を受けたい理由	(住所又は所在地、氏名又は名称、代表者氏名)
(右欄の該当する箇所を	2 汚 損
○で囲むこと。)	3 紛 失
	変更後
記載事項の変更の場合、	
その内容	変更前

(注) 再交付を受ける理由のうち記載事項の変更又は汚損の場合は、この申請と一緒に、 既に交付を受けている当該指定給水装置工事事業者証を提出すること。

## 廃止 指定給水装置工事事業者 休 止 届出書 再 開

(宛先) 所沢市上下水道事業管理者

年 月 日

届出者

廃 止 水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休 止 の届出をします。 再 開

フリガナ氏名又は名称	
住 所	
フリガナ代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
( 廃止・休止・再開 ) の理由	